第３次近江八幡市地球温暖化対策実行計画

≪　区域施策編　≫

令和４年３月

近江八幡市

はじめに

近年、地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

平成 17（2015）年に国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において採択された地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」のもと、世界の各国が温暖化対策に取り組んでいます。

日本でも、2020（令和 2）年 6 月に環境省が政府として初めて「気候危機」を宣言しました。さらに、同年 10 月には菅内閣総理大臣の所信表明演説において、積極的な温暖化対策により、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという「グリーン社会の実現」を成長戦略の柱として掲げ、2050 年までに CO_2 の排出量を実質ゼロにするという「カーボンニュートラル宣言」がなされました。このことにより、目標達成に向けてさまざまな取組が加速的に展開されることが予想されます。

本市においても、令和 3 年 7 月 1 日に「近江八幡市気候非常事態宣言※P40」を行い、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すと表明しました。

このたび、地球温暖化対策により一層取り組むため、市、市民・市民団体・地域、事業者のそれぞれの役割と、共有する方針を掲げ、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間を計画期間とする「近江八幡市地球温暖化対策実行計画」を新たに策定しました。

目　次

第１章　計画策定の背景

１　地球温暖化問題を取り巻く背景 …… 1
（１）地球温暖化について …… 1
（２）地球温暖化の状況 …… 2
（３）世界の動向 …… 4
（４）国の動向 …… 5
（５）滋賀県の動向 …… 6

第２章　近江八幡市の状況

１　近江八幡市の状況 …… 8
（１）環境基本計画（マスタープラン）の策定 …… 8
（２）近江八幡市の二酸化炭素の排出状況 …… 8
（３）近江八幡市気候非常事態宣言の表明 …… 10

第３章　計画の基本的事項

１　計画の位置づけ・目的 …… 11
２　計画の期間・目標 …… 12
３　対象とする温室効果ガス …… 12

第４章　地球温暖化対策の取組

１　基本方針 …… 13
２　取組の考え方 …… 13
３　各主体の役割 …… 14
４　緩和策の取組 …… 15
（１）部門別削減対策（エネルギー起源二酸化炭素） …… 15
（２）廃棄物（非エネルギー起源二酸化炭素） …… 20
（３）二酸化炭素吸収源対策 …… 21
５　適応策の取組 …… 22

第５章　地球温暖化対策の行動指針

１　日常生活での行動指針［家庭部門・運輸部門・廃棄物部門］ …… 23
２　事業活動での行動指針［産業部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門］ … 27

第６章　計画の進行管理

１　推進体制 …… 31
２　地域との連携 …… 32
３　評価システム …… 33

参考資料

近江八幡市気候非常事態宣言 …… 34
身近な省エネの取り組みにおけるＣＯ２削減量等の目安 …… 35
第３次近江八幡市地球温暖化対策実行計画策定経過 …… 37

近江八幡市環境審議会委員名簿 ····· 38
近江八幡市環境審議会　環境計画部会委員名簿 ····· 39
用語の解説 ····· 40

第１章　計画策定の背景

１　地球温暖化問題を取り巻く背景

（１）地球温暖化について

地球温暖化とは、地球の平均気温が上昇することをいい今日の地球環境問題の一つとなっています。この地球温暖化が進行した主な原因として、温室効果ガス※P40の大気中濃度の増加があげられます。

地球の気温は地球に届く太陽光と地球から宇宙に出て行く熱とのバランスにより決まります。地球の表面には窒素や酸素等の大気が取り巻いているので、急激な気温の変化が緩和されています。

特に、大気に含まれる二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスは、地表面から放射される熱を吸収し、その熱を再び地表面に放射することにより、地球の平均気温を 14℃程度に保つのに大きな役割を果たしており、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は－19℃になってしまいます。（図表 1）

しかし、産業の発展にともない、私たちは、石炭や石油を大量消費するようになり、近年、この温室効果ガスが増え、地球温暖化が進行しています。

図表１　地球温暖化のメカニズム

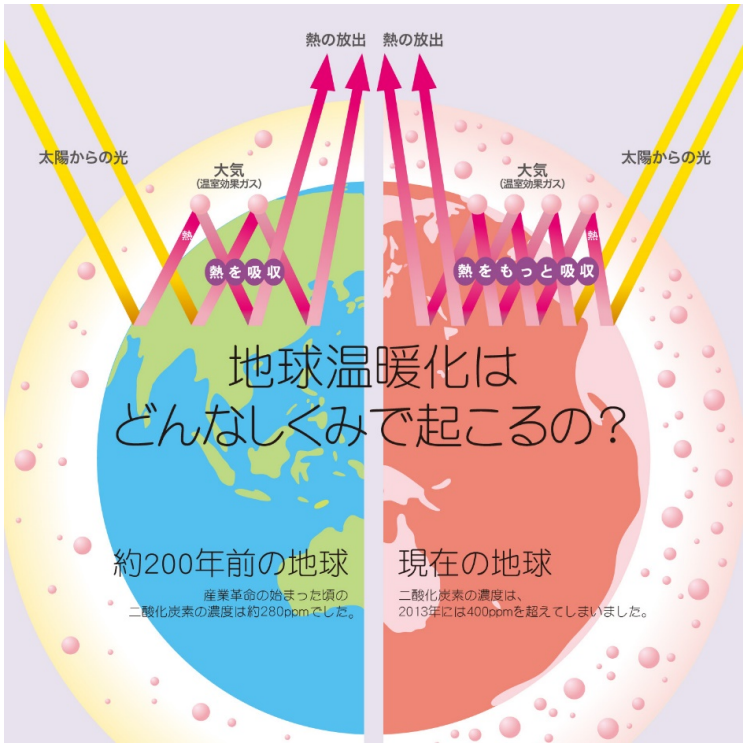

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
（http://www.jccca.org/）

（２）地球温暖化の状況

気象庁は岩手県大船渡市綾里、東京都小笠原村南鳥島、沖縄県八重山郡与那国島の国内３地点で大気中の二酸化炭素濃度の観測を実施しています。それによると 2020 年の年平均濃度は、前年に比べていずれも増加し、国内の全ての観測地点で 400ppm を超えて観測開始以来の最高値となっています。（図表 2）

図表２　大気中の二酸化炭素濃度の推移

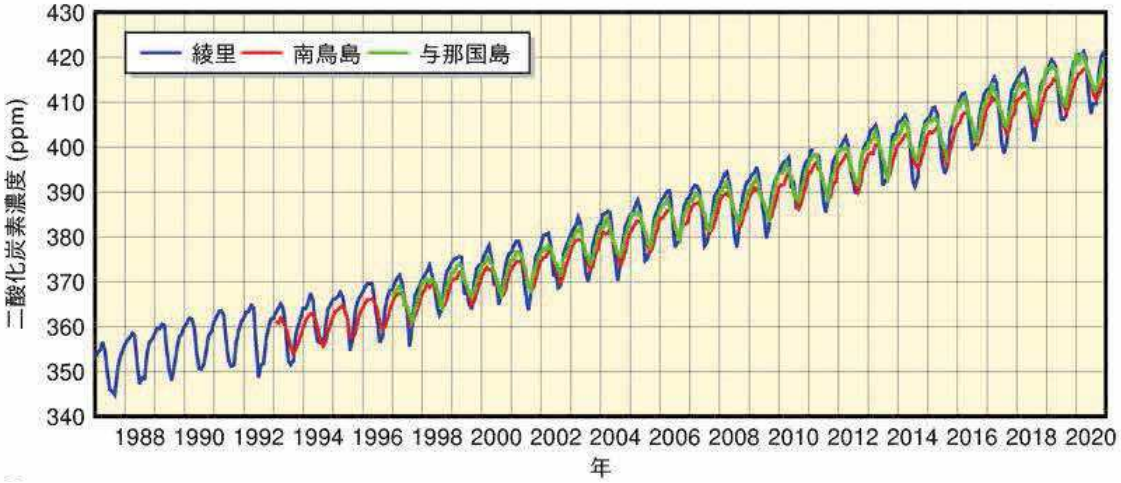

出典：気候変動監視レポート 2020（気象庁）

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら100年当たり約0.75℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。（図表3）

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら100年当たり約1.26℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。（図表4）

図表３　世界の年平均気温の変化

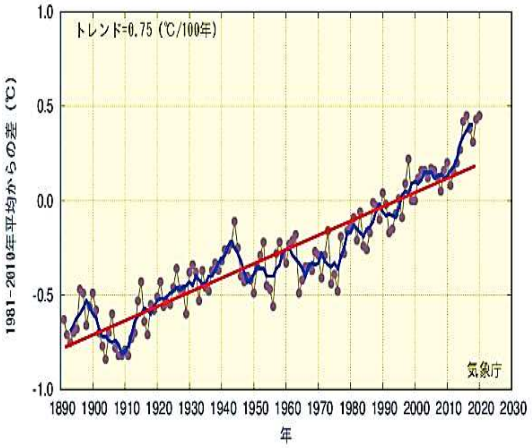

図表４　日本の年平均気温の変化

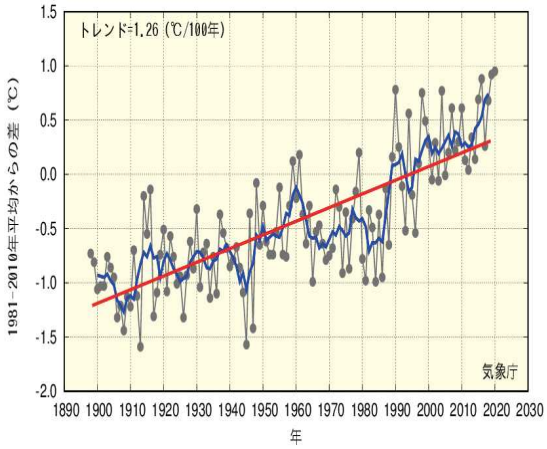

細線（黒）：各年の平均気温の基準値（1981～2010 年の 30 年平均値）からの偏差
太線（青）：偏差の５年移動平均
直線（赤）：長期的な変化傾向

出典：気候変動監視レポート 2020（気象庁）

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）※P41第6 次評価報告書（第1 作業部会報告書）において、人間の活動による影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが示されました。

21世紀末の気温は現在よりも上昇することが示されており、最大5.7℃の気温上昇となることが予測されています。（図表5）

図表５　今後の気温上昇の予測

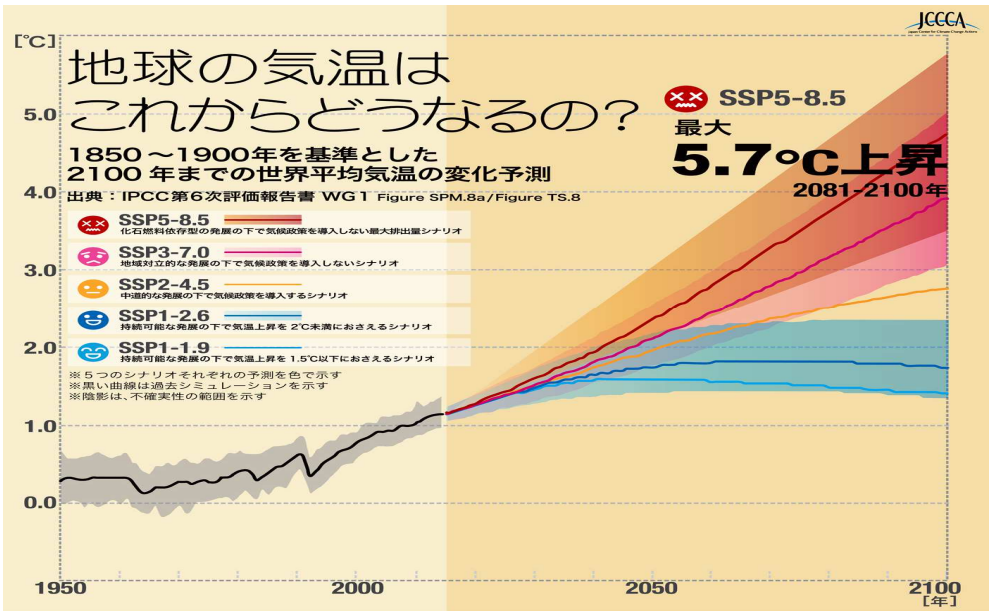

※　SSP5-8.5：化石燃料依存型発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
（http://www.jccca.org/）

滋賀県内（彦根）の年平均気温は、100年当たり1.4℃（統計期間1894～2020年）の割合で上昇しています。（図表6）

図表６　平均気温の経年変化（彦根）

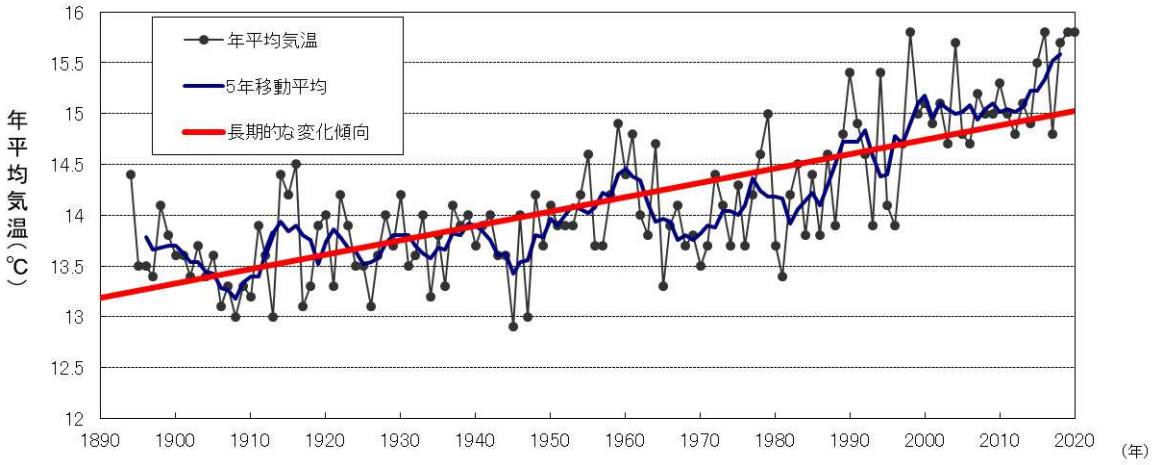

※　データ滋賀県提供

また、琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあり、30年間で約1℃の上昇が見られます。(図表7)

図表７　琵琶湖の水温の経年変化

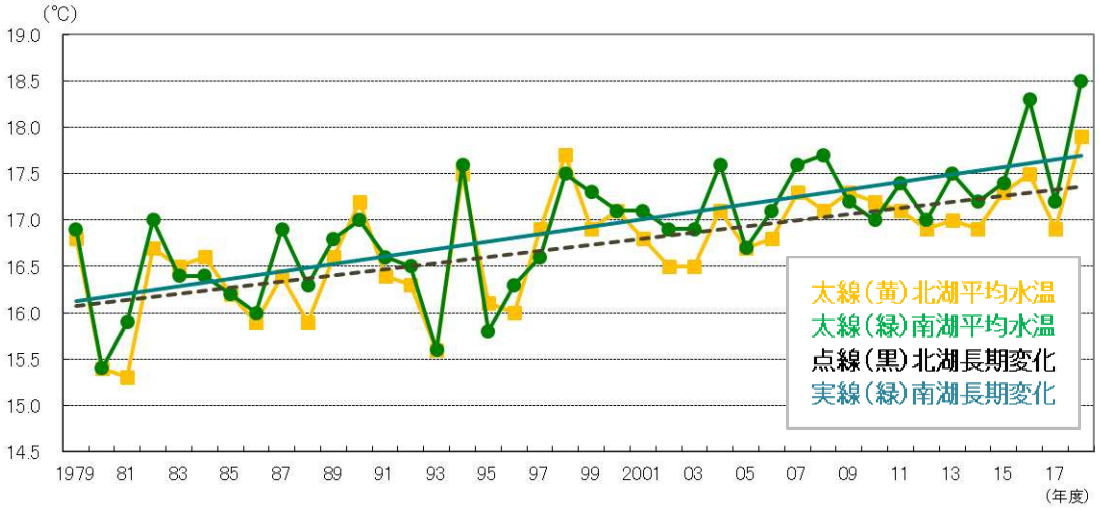

※　データ滋賀県提供

（３）世界の動向

地球温暖化は世界的な環境問題の一つとなっています。これに対し、国際的な取組として、1992 年にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC)」が締結され、1994 年に発効しました。この条約に基づき、1995 年以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が毎年開催されています。

1997 年に京都で開催された COP3 では、先進国および市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目的を定めた京都議定書※P40 が採択され、2005 年に発効しました。この中で、温室効果ガスの排出を先進国全体で 2008 年から 2012 年までの約束期間に、基準年(1990 年)と比較して少なくとも 5%削減する目標が定められました。

2015 年9月の国連総会において、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、持続可能な開発目標(SDGs)※P41 を中核とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、17 のゴール及び169 のターゲットからなり、気候変動やエネルギーなど地球環境に密接に関わるゴール（目標）も多く含まれています。

2015年12月にパリで開催されたCOP21では、京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定※P41」が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃よりも十分に低く抑えるとともに、1.5℃に抑えるための努力を追求することや主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することなどを掲げています。

2018年には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が『1.5℃特別報告書』を公表し、気温上昇を1.5℃上昇に抑えるためには2050年前後に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると示唆しています。

こうした中、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げる国が急速に増えています。

2021年8月に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が『第6次評価報告書』を公表し、地球温暖化の主な要因が人間の影響であるということが初めて断定されました。

2021年10～11月にグラスゴー（英国）で開催されたCOP26では、岸田内閣総理大臣から、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。また、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成しました。

（４）国の動向

平成 10(1998) 年に京都議定書における目標達成へ向けて推進すべき地球温暖化対策をとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国における温暖化防止対策推進の基本的な枠組みを構築しました。

平成 27 (2015) 年に地球温暖化対策推進本部においてパリ協定や国連に提出する「日本の約束草案」が決定され、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減の水準とすることが示されました。

平成 28 (2016) 年にパリ協定の採択を受け「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画において、2030 年を中期目標として、2050 年までに温室効果ガスの排出量を 80%削減することを位置づけています。

平成 30 (2018)年に「気候変動適応法」が公布され、これに基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。この計画の中で、地方公共団体の基本的役割として、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進することとしています。

令和元 (2019)年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「脱炭素社会」を目指すことが示されました。

令和 2 (2020)年 6 月に政府として初めて「気候危機」を宣言しました。そして、これまでの計画や戦略を見直し、令和 2 (2020) 年 10 月に、菅内閣総理大臣が国会の所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

令和 3 (2021)年 4 月に 2030 年温室効果ガス排出目標を新たに設定し、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減することを目指し、更に 50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。また、同年 5 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、パリ協定や 2050 年カーボンニュートラル宣

言を踏まえた基本理念が定立されるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度が創設されました。そして、同年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、2030 年までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を創出するほか、全国で重点施策（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ等）が実施されることになりました。そして、同年 10 月に国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」が閣議決定されました。

令和 3（2021）年 12 月 31 日現在で、本市を含む 514 自治体が「2050 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を表明しています。

（５）滋賀県の動向

平成 8（1996）年に「滋賀県環境基本条例」を制定し、それに基づいて、平成 9（1997）年に「滋賀県環境総合計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的に推進してきました。

平成 12（2000） 年に（財）淡海環境保全財団を「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」として指定するとともに、「滋賀県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、体制を整備、普及啓発活動などに取り組み、家庭や職場など地域における温暖化防止の取組を推進しています。

平成 15（2003）年に「地球温暖化対策推進計画」を策定し、その後、上位計画である「第三次滋賀県環境総合計画」が平成 21（2009）年に策定されました。この「第三次滋賀県環境総合計画」では、2030 年における滋賀県の温室効果ガス排出量が 1990 年比で 50%削減されている「低炭素社会の実現」を目標の一つに掲げ、この目標の実現に向けて、平成 23（2011）年に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定しました。

平成 24（2012）年には、これまでの取組と東日本大震災の影響も踏まえ、今後の低炭素社会づくりを進める上での県の方針を定め、2030 年の低炭素社会実現を目指して取り組んでいくため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定しました。

平成 26（2014）年には「第四次滋賀県環境総合計画」を策定し、「第三次滋賀県環境総合計画」に掲げた将来の姿「持続可能な滋賀社会」と 2 つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を掲げています。

平成 28（2016）年には、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進していくため、「しがエネルギービジョン」を策定しました。

平成 29（2017） 年に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を改定し、低炭素社会の実現に向けて緩和策及び適応策について県民、事業者、県の三者による協働の取組について示しています。

平成 31（2019）年に「第 5 次滋賀県環境総合計画」を策定し、施策の方向性を示す「気候変動への対応・環境負荷の低減」の中で低炭素社会の実現を目指す取組を位置

づけています。

令和２（2020)年１月に「“しが CO_2 ネットゼロ”ムーブメント」の開始を宣言し、宣言の中で、滋賀県域からの二酸化炭素排出を 2050 年までに実質ゼロにすることを目標として掲げています。

令和4（2022)年に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を改正し「滋賀県CO_2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を制定するとともに、「しがエネルギービジョン」と「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」とを統合し「滋賀県CO_2ネットゼロ社会づくり推進計画」として改定する検討が進められています。

第２章　近江八幡市の状況

１　近江八幡市の状況

（１）環境基本計画（マスタープラン）の策定

本市では平成 22 (2010)年度に「近江八幡市環境基本条例」を制定し、平成 23(2011)年度には「近江八幡市環境基本計画」を策定しました。令和 3(2021)年度に計画の見直しを行い、その中で、基本方針４として「エネルギーを大切に使って ゼロカーボンシティ※P40 を実現しましょう」を掲げています。その内容として、「エネルギー自給も視野に入れながら、限りあるエネルギーを大切に使うように心がけるライフスタイルへと転換し、省エネルギー等身近な取組を進めて、地球温暖化防止に貢献」していくという方向が示されています。

（２）近江八幡市の二酸化炭素の排出状況

■　二酸化炭素排出量の推計について

二酸化炭素排出量の推計値は、「滋賀県推計」を用いています。この推計値は各種統計情報の按分等によって算出しています。従って推計値は、市内の二酸化炭素排出量削減の取組を進めた場合でも、直接的に推計値への反映が困難なため、二酸化炭素排出量の目安として捉えます。

■　近江八幡市の二酸化炭素排出量の現況推計について

本市における令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量は 493 千 t-CO_2 であり、滋賀県の総排出量 10,283 千 t-CO_2 の 4.8%を占めています。

二酸化炭素排出量に占める部門別の割合は、産業部門 41.3%、運輸部門が 21.5%、家庭部門 17.8%、業務部門 16.7%、廃棄物部門 2.6%の順となっています。(図表 8)

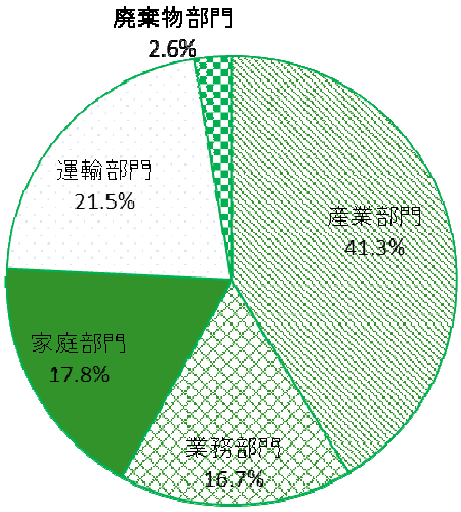

図表８　令和元(2019)年度近江八幡市の CO_2 排出量部門割合

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移は下記のとおりです。(図表 9)

また、二酸化炭素排出量（推計値）の算出に用いた電気の二酸化炭素排出係数の推移を示します。(図表 10)

図表９　近江八幡市の二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移

（単位：千 t-CO_2）

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
産業部門		234	249	236	211	204
	製造業	227	237	224	200	192
	建設業・鉱業	6	5	5	4	4
	農林水産業	1	7	7	7	7
業務部門		111	105	100	97	83
家庭部門		115	113	105	91	88
運輸部門		138	124	145	142	106
	自動車	123	109	131	131	95
	鉄道	13	13	11	9	9
	船舶	2	2	2	2	2
廃棄物部門		10	11	12	13	13
合　　計		609	601	596	554	493

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合があります。

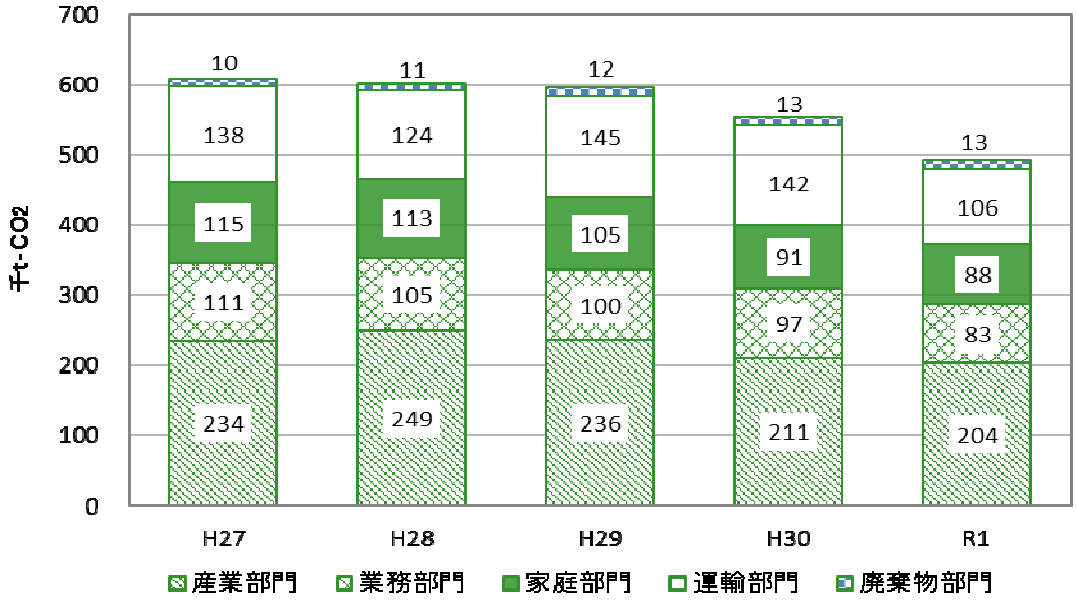

図表１０　電気の二酸化炭素排出係数

（単位：kg-CO_2/kWh）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
CO_2排出係数	0.506	0.503	0.442	0.371	0.358

出典:滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2019 年度）確報値について（滋賀県）

（３）気候非常事態宣言の表明

近年、地球温暖化の影響と見られる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動が地球規模で危機的状況にあることを認識するとともに、市民、事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。そのため、近江八幡市では、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標とした「近江八幡市気候非常事態宣言」（P 32 参照）を、「びわ湖の日」の 40 周年にあたる令和 3(2021)年 7 月 1 日に表明しました。

第３章　計画の基本的事項

１　計画の位置づけ・目的

本計画は、本市の環境政策を総合的かつ計画的に進めるために策定した環境基本計画に基づく個別計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけます。また、気候変動の影響による被害を軽減及び回避し、迅速に回復できる、安全・安心な社会の構築を目的とした施策（適応策）も盛り込むことで、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を含むものとします。

環境問題の複雑化、多様化が進む中、市、市民・市民団体、事業者それぞれが、自然共生社会、循環型社会※P40、脱炭素社会の実現に向けて、現在の暮らしや産業の仕組みを見直していくことが求められます。

そこで、本計画では、脱炭素社会の実現を目指して、自然共生社会及び循環型社会の実現に向けた取組と関連させながら、地球温暖化対策を計画的に推進することを目的とします。

図表１１　地球温暖化対策実行計画の位置づけ

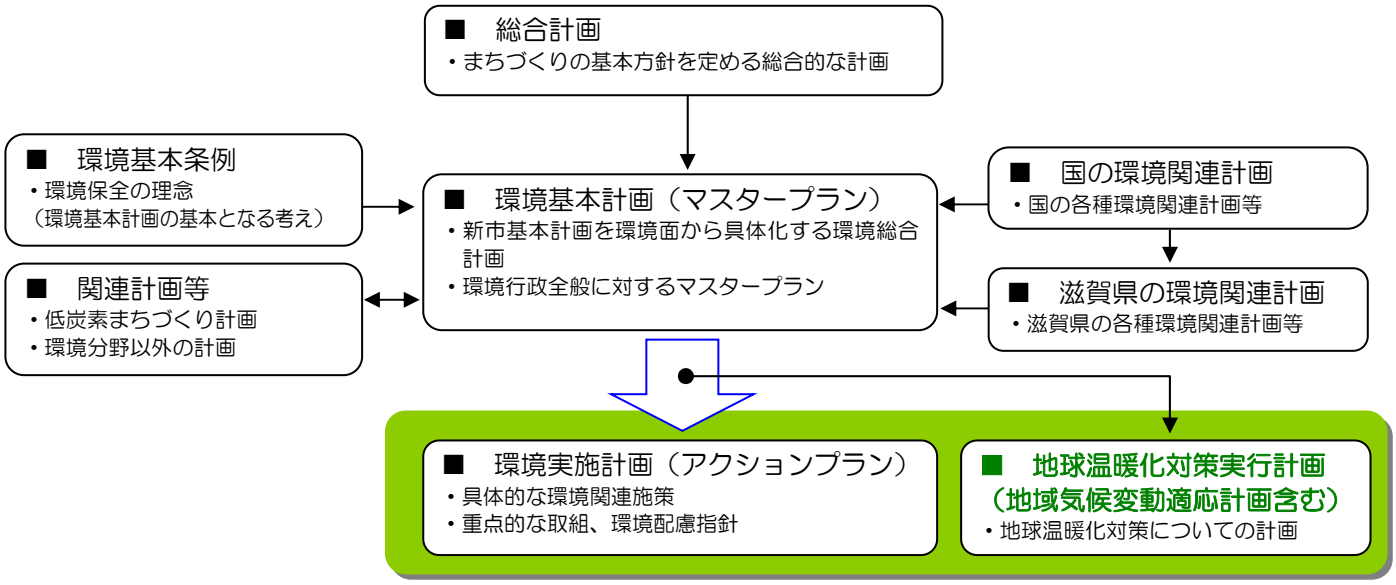

2　計画の期間・目標

■　計画の期間

第 1 次地球温暖化対策実行計画は、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度までの 5 年間を対象期間として平成 24 年 3 月に策定しました。また、第 2 次地球温暖化対策実行計画は、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度までの 5 年間を対象期間として平成 29 年 3 月に策定しました。

本計画については第 3 次計画として、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度の 5 年間を計画期間とします。なお、本計画は温室効果ガス排出量抑制に係る技術の進歩及び排出抑制の取組状況を踏まえて、計画内容については必要に応じて見直しを行っていくものとします。

■　目標設定の考え方について

二酸化炭素排出量の推計値は、各種統計情報の按分等によって算出しています。この手法では、市内の二酸化炭素排出量削減の取組を進めた場合でも、推計値には直接反映されにくい状況にあることから、次のように目標を定めます。

■　目標

本計画は、中期的な目標として、本市の 2030 年度における二酸化炭素排出量を、2013 年度比 50%削減することを目標とします。

また、長期的な目標として、本市の 2050 年度における二酸化炭素排出量を、実質ゼロにすることを目標とします。

★　中期的な目標：(2013 年度) 664 千 t- CO_2　⇒　**(2030 年度) 332 千** t- CO_2

3　対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO_2)のみとします。

「滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2019 年度)について」(滋賀県)において、2019 年度の滋賀県の温室効果ガス排出量の代表的な内訳は、二酸化炭素:93.0%(1,028 万 t-CO_2) が最も多く、次いでハイドロフルオロカーボン類※P40：4.1% (40 万 t-CO_2)、メタン※P41：2.0% (22 万 t-CO_2)、一酸化二窒素※P40：0.7% (8 万 t-CO_2) となっています。

本市においては、滋賀県の温室効果ガス排出量の 90%以上を占める二酸化炭素を対象として、対策を検討していくものとします。

第４章　地球温暖化対策の取組

１　基本方針

環境基本計画に位置づけられた基本方針 4「エネルギーを大切に使って ゼロカーボンシティの実現を目指しましょう」に基づき、エネルギー自給も視野に入れながら、限りあるエネルギーを大切に使うように心がけるライフスタイルの転換を目指します。

また、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向けて、国、県、県地球温暖化防止活動推進センター等とも連携を密にしながら、省エネルギー等の身近な取組に加え、再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の普及啓発を通じて、地球温暖化防止に貢献していきます。

２　取組の考え方

今を生きる私たちが率先して行動を起こし、次世代が安心して豊かに暮らすことができる環境を守るために、「私たちみんなが環境に対する意識を高め実際に行動する」こと、そして「環境問題が、私たちの日常生活や事業活動と結びついていることを認識し、社会経済活動や生活様式を変えていくこと等の取組をする」ことを目指します。

■　実践活動

市民・市民団体・地域、事業者のそれぞれが、実践的な活動を重視しながら、各主体の役割を果たしていくことで、計画を推進します。

■　協働のための仕組みづくり

活発な住民活動の効果を最大限に発揮させるため、市民・市民団体・地域、事業者が、自分たちの手で地域の環境を保全していく体制づくりを進めていきます。

そのため市は、環境保全団体等の各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポート等を行います。

■　人材育成

学習等を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を図るとともに、地球温暖化対策に取り組む人材の育成に努めます。

３　各主体の役割

本市におけるそれぞれの主体が、次の基本的な役割を担うこととします。これら主体は、互いに啓発し合い、協働して本市における地球温暖化防止のための取組を進めていきます。

■　市の役割

・世界、国、滋賀県の動向を注視しつつ、地球温暖化防止に関する情報を適切に発信し、市民・市民団体、事業者の意識啓発に努めます。
・自ら地球温暖化の防止に取り組むとともに、市民・市民団体・地域、事業者の取組を支援するよう努めます。

■　市民・市民団体・地域の役割

・日常生活の中で、省エネルギー・省資源に配慮した取組を実践し、継続していくことに努めます。
・市及び事業者が行う脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化防止のための取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めます。

■　事業者の役割

・事業活動における全ての過程で、温室効果ガス排出の削減に取り組んでいきます。
・市、市民・市民団体・地域が行う脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化防止のための取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めます。

図表１２　　各主体の果たすべき役割

4　緩和策の取組

地球温暖化対策の内、緩和策の取組には、温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策の取組があります。

（１）部門別削減対策（エネルギー起源二酸化炭素※40）

国や県との連携と役割分担を図る中で、本市において取り組む二酸化炭素排出削減対策の概要を下の表に示します。

図表１３　本市における二酸化炭素排出削減対策

部門		市、市民・市民団体・地域、事業者が取り組む主な項目	市の施策
部門別削減対策（エネルギー起源二酸化炭素）	産業部門	□　省エネルギー型の生産構造への転換 □　環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けた取組導入 □　再生可能エネルギーの利用 □　環境保全型農業への取組	事業活動でのより一層の二酸化炭素排出の削減に向けて、省エネルギー・省資源等を進めていくための情報提供、啓発活動
	業務部門	□　省エネルギー型ビジネススタイルへの転換 □　省エネルギー機器の導入 □　LED※P41（発光ダイオード）照明等への切替 □　ZEB※P41化等の普及 □　再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用 □　環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けた取組導入	各事業所等において、より一層の省エネルギー・省資源を進めていくための情報提供、啓発活動
	家庭部門	□　省エネルギー型ライフスタイルへの転換 □　省エネルギー型家電製品の購入 □　LED（発光ダイオード）照明等への切替 □　ZEH※P41化等の普及 □　再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用	各家庭において１人ひとりの意識を高め、省エネルギー行動を進めていくための情報提供、啓発活動、再生可能エネルギー活用に向けた支援
	運輸部門	□　ハイブリッドカー※P41・電気自動車等の導入 □　エコドライブ※P40の普及 □　交通流の円滑化 □　公共交通機関の利用促進 □　路線バスの利便性向上 □　カーシェアリング※P40 □　パークアンドライド※P40の実施 □　モーダルシフト※41の推進 □　マイナンバーカード取得 □　オンライン申請の利用	自家用車購入時等におけるハイブリッドカー・電気自動車等の選択やエコドライブ等を進めていくための情報提供、啓発活動、自動車利用削減のための施策展開

図表１３　本市における二酸化炭素排出削減対策（続き）

部門		市、市民・市民団体・地域、事業者が取り組む主な項目	市の施策
※P38 非エネルギー起源二酸化炭素	廃棄物	□　5R※P41の推進 □　廃棄物発電、廃熱利用の検討 □　生ごみの堆肥化	1人ひとりの意識を高め、省資源、リサイクル等を通じた省エネルギーを進めていくための情報提供、啓発活動、ごみ減量化に取り組むための支援
吸収源対策		□　ヨシ群落の保全 □　森林の保全・整備 □　市街地等の緑化（緑のｶｰﾃﾝ等） □　木材資源の有効利用 □　苗木の活用	市民団体や地域等で取組を進めていくための情報提供、啓発活動

①産業部門

産業部門は、本市における二酸化炭素排出量の38.1%を占めています。

産業部門は、農林水産業、鉱業、建設業、製造業における燃料消費が主な二酸化炭素発生源となっており、事業者にとって関連の深い事項として、次の項目への取組を進めます。

■　主な取組内容

□　省エネルギー型の生産構造への転換
・生産効率の向上（熱管理、熱源設備、電力利用設備）
・廃棄物リサイクルの推進　　・省エネルギー設備の導入
□　環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けた取組導入
□　再生可能エネルギーの利用
□　環境保全型農業への取組

《　市の取組内容　》

■　水郷ブランド農産物※P40、環境こだわり農産物※P40等の先進的な営農活動の推進

・水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組に対する支援を実施します。

図表１４　先進的な営農活動の取組面積

項目	H30年度	R1年度	R2年度（基準年度）
水郷ブランド農産物作付面積（ha）	75	70	69
環境こだわり農産物取組面積（国・県　合計面積（ha））	1,155	1,122	1,089

②業務部門

業務部門は、本市における二酸化炭素排出量の 17.5%を占めています。

業務部門は、事務所での電気、ガス、灯油等の消費が主な二酸化炭素発生源となっており、多くの事業者にとって身近な事項として、次の項目への取組を進めます。

なお、市が行政として地球温暖化対策に取り組む事項については、別に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を定め、そこで定めた内容に従って、取り組んでいくこととします。

■　主な取組内容（業務部門）

□　省エネルギー型ビジネススタイルへの転換
　・冷暖房温度の適正化　　・省エネルギー型事業の推進
□　省エネルギー機器の導入
□　LED（発光ダイオード）照明等への切替
□　ZEB 化等の普及
□　再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用
□　環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けた取組導入

《　市の取組内容　》

■　地球温暖化対策の推進

・エコライフの手引きとなる具体的な取組を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画に基づき、推進していきます。

■　緑のカーテン※P41 設置の推進

・ゴーヤ等のつる系の植物による緑のカーテン設置を促し、冷房機器による二酸化炭素の排出負荷を削減します。

■　道路灯、公園灯、防犯灯の LED 化の推進

・市が管理する道路灯、公園灯、防犯灯を LED 照明等への切替を行うほか、商店街等の防犯灯の LED 照明等への切替を推進します。

■　ZEB 化の普及促進

・建築物の新築、改築時には、ZEB 等環境に配慮したものになるよう啓発します。

■　再生可能エネルギーの利用促進

・省エネルギー機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進を図り、事業所での電力使用による二酸化炭素の排出負荷を削減します。

③家庭部門

家庭部門は、本市における二酸化炭素排出量の 16.4%を占めています。

家庭部門は、家庭での電気、ガス、灯油等の消費が主な二酸化炭素発生源となっており、多くの市民にとって身近な事項として、また地球温暖化対策の 1 つの柱として、次の項目への取組を進めます。

■　主な取組内容（家庭部門）

□　省エネルギー型ライフスタイルへの転換
　・家電製品等の使用時間の自粛　　・冷暖房温度の適正化
□　省エネルギー型家電製品の購入
□　LED（発光ダイオード）照明等への切替
□　ZEH 化等の普及
□　再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用
□　緑のカーテン設置、植樹等の取組

《　市の取組内容　》

■　地球温暖化対策の推進

・エコライフの手引きとなる具体的な取組を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画に基づき、推進していきます。

■　省エネルギーの普及促進

・二酸化炭素排出量削減の見える化を図り、情報を発信します。

■　ZEH 化等の普及促進

・住宅の新築、改築時には、ZEH 等環境に配慮したものになるよう啓発します。

■　再生可能エネルギーの利用促進

・太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進を図り、家庭での電力使用による二酸化炭素の排出負荷を削減します。

■　緑のカーテン設置の推進

・家庭の軒やベランダ等で育てたゴーヤ等のつる系の植物による緑のカーテン設置を促し、冷房機器による二酸化炭素の排出負荷を削減します。

■　植樹等の推進

・家庭での植物による二酸化炭素の吸収の促進と環境美化に貢献するため、植樹等を推進します。

④運輸部門

運輸部門は、本市における二酸化炭素排出量の 25.6%を占めています。

自動車等における燃料消費が主な二酸化炭素発生源となっており、市民・市民団体、事業者にとっての身近な事項として、次の項目への取組を進めます。

■　主な取組内容

□　ハイブリッドカー・電気自動車等の普及
□　エコドライブの推進
　・アイドリングストップの推進　　・タイヤ空気圧の適正化
□　交通流の円滑化
□　公共交通機関の利用促進
□　路線バスの利便性向上
□　カーシェアリングの実施
□　パークアンドライドの実施
□　モーダルシフトの推進
□　マイナンバーカード取得率の向上
□　オンライン申請の利用促進

《　市の取組内容　》

■　公共交通機関の利用促進

・公共交通機関の利用を促すほか、民間事業者による公共交通空白地及び交通の不便な地域の住民に対し、移動手段を確保し日常生活を支援するため、市民バスの運行を実施します。

図表１５　市民バス利用による CO_2 削減効果の参考値

項　目	参考値
市民バスの利用者全員が、自家用車を利用した場合の CO2 排出量増加量の参考値（令和元年度分）	34.7　t-CO_2

［　市民バス利用による CO_2 削減効果の参考値　算出方法　］

①　市民バス年間消費燃料：63,665 l
　延べ運行距離：1,939km　×　運行日数：241 日　＝　467,299km　－（A）
　（A）÷　市民バス燃費：7.34 km/l　＝　63,665 l

②　市民バス利用者が自家用車利用すると想定した年間消費燃料　：78,651 l
　〔各路線利用者数　×　各路線片道距離〕の合計　＝　1,730,314km※1　－（B）
　（B）÷　平均燃費値：22.0 km/l※2　＝　78,651 l

③　市民バス利用による年間燃料削減量　　：14,986 l（14.986 kl）
　②　－　①　＝　14,986 l

④　自家用車から市民バスに利用を転換した場合の CO_2 削減量　：34.7 t-CO_2
　③　×　2.32　tCO_2/kl※3　＝　34.7※4 t-CO_2

※1　片道 1 人当たり 1 台の自家用車を利用すると想定
※2　平成 30 年度ガソリン乗用車 JC08 ﾓｰﾄﾞ平均燃費値(国土交通省)を想定
※3　温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成 29 年 3 月)(環境省)ガソリン排出係数
※4　四捨五入の関係で、数値が合わないことがあります。

■　マイナンバーカード取得率の向上

・マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付を促進します。市役所の来庁者削減につなげ、自動車等の利用軽減を図ります。

■　オンライン申請の利用促進

・オンライン申請による証明書等の交付を行います。市役所の来庁者削減につなげ、自動車等の利用軽減を図ります。

（２）廃棄物（非エネルギー起源二酸化炭素）

本市の廃棄物における二酸化炭素排出量は 2.3%を占めています。

一般廃棄物、産業廃棄物の焼却が主な二酸化炭素発生源となっており、多くの市民・市民団体、事業者にとって身近で基本的な事項であり、次の項目への取組を進めます。

■　主な取組内容

□　5R の推進
- Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）
- Reuse（リユース：再使用）
- Recycle（リサイクル：再生利用）
- Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）
- Regenerate（リジェネレイト：再生品の使用）〕

□　廃棄物発電、廃熱利用の検討

□　生ごみの堆肥化

《　市の取組内容　》

■　ごみ減量及び適正処理の推進

・ごみ処理基本計画を策定し、5R を推進していきます。特に、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）の２R を推進していきます。

図表１６　ごみ総排出量

項目	R1 年度 （基準年度）	R8 年度 （目標）
ごみ総排出量（t）	27,840	26,004

■　地域でのごみの減量推進

・地域の資源ごみの回収の支援を行い、焼却ごみの減量につなげ、減量とリサイクルに対する意識を向上させます。

図表１７　集団回収による資源ごみ回収量

項目	R1 年度 （基準年度）	R8 年度 （目標）
集団回収による資源ごみ回収量(t) （参考）１人１日当たり回収量(g)	1,208 (40)	1,172 (41)

■　家庭からのごみの減量促進

・生ごみの堆肥化を促すため、家庭での生ごみ処理器導入の支援と生ごみ堆肥化の取組を普及させるための広報を進めます。

（３）二酸化炭素吸収源対策

本市にみられる森林は、貴重な吸収源となりますが、適切な間伐や植林等を行わなければ、二酸化炭素の吸収源とすることはできません。現在は、まとまった形での森林管理・経営等が行われていない状況であり、今後、市、市民・市民団体、事業者の協働の取組等を進めていく中で、ヨシ群落をはじめ森林や里山についても二酸化炭素吸収源としていくことが求められ、次の項目への取組を進めていきます。

■　主な取組内容

	市、市民、市民団体、事業者が取り組む主な項目	市の施策
吸収源対策	□　ヨシ群落の保全 □　森林の保全・整備 □　市街地等の緑化（緑のｶｰﾃﾝ等） □　木材資源の有効利用 □　苗木の活用	市民団体や地域等で取組を進めていくための情報提供、啓発活動

《　市の取組内容　》

■　ヨシ群落保全活動推進

・二酸化炭素の吸収がよいとされているヨシが良好に生育するように、ヨシ刈りを行い、ヨシの活用を推進します。

■　植物観察や里山保全活動等の市民活動の支援

・植物、自然そして環境に対する意識を高めるために、身近な植物等の観察を実施している団体や、里山の保全活動（荒廃した竹林の整備等）を行っている団体に対して支援を行います。

■　生活環境の緑づくり事業

・緑の募金の還元事業として、募金いただいた自治会を対象に要望調査し、苗木を配付します。

５　適応策の取組

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策による緩和策に加え、温暖化の気候変動による自然環境や人間社会への影響にあらかじめ備える適応策があります。適応策は緩和策を補完する対策として取り組む必要があります。

■　主な取組内容

	市、市民・市民団体・地域、事業者が取り組む主な項目	市の施策
適応策	□　防災対策 □　健康対策 □　クールビズ※P40 等の推進 □　緑のカーテン設置の推進 □　高断熱住宅の普及	家庭や地域等で取組を進めていくための情報提供、啓発活動

《　市の取組内容　》

■　防災対策の推進

・気候変動によって洪水リスクが高まることから、市民・市民団体・地域、事業者が自らを災害から身を守る自助と、地域社会が互いを助け合う共助、市をはじめとする行政による公助との適切な役割分担に基づき、防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織の整備等、防災対策を推進します。

■　健康対策の推進

・熱中症予防や地球温暖化との関連が示唆される感染症を予防するため、啓発を行います。

■　クールビズ等の推進

・省エネルギー対策として、クールビズ・ウォームビズ※P40 の推進のほか、涼しいところで一緒に過ごすクールシェアや暖かいところで一緒に過ごすウォームシェアにおいて、場所の確保・提供に努めるとともに普及を啓発します。

■　緑のカーテン設置の推進

・夏の強い日差しをやわらげ、周辺温度の低下を図るため、ゴーヤ等のつる系の植物による緑のカーテン設置を促します。

■　高断熱住宅の普及

・住民の快適な生活のため、健康維持、増進につながる住まいの高断熱普及を促します。

第５章　地球温暖化対策の行動指針

１　日常生活での行動指針［家庭部門・運輸部門・廃棄物部門］

温室効果ガス削減のため、二酸化炭素排出量の「見える化」を進めることが有効です。また、環境省は、低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資する、あらゆる賢い選択をしていく「COOL CHOICE」を国民運動として呼びかけています。
そこで地球温暖化対策のために、日常生活において心がける行動指針として、具体的な行動例を示します。

◇　具体的な行動例　～できることから取り組んでいきましょう～

◆　買い物をするとき　～環境のことを考えた「グリーン購入※P40」を～

○ごみが出ない買い物の仕方をする。

- □　マイバッグや買い物かご等を持参する。
- □　ムダな包装は断る。
- □　再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品を選ぶ。
- □　食品はできるだけバラ売りや量り売り商品を購入する。

○ムダのない買い物をする。

- □　メモをして買い物に出かける等、必要以上に買わない。
- □　レンタル用品を上手に利用する。

○環境にやさしい商品を選択する。

- □　エコマーク※P40、グリーンマーク※P40等、環境ラベルのついた製品を選ぶ。
- □　家電やガス機器等を買い替える際は、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」（http://shinkyusan.com/index.html）や滋賀県が実施している「うちエコ診断」を利用する等によって、省エネルギータイプの製品を選ぶ。
- □　水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等、地元で採れた食材、旬の食材を選ぶ。

◆　ごみを出すとき

○ごみを減らす。

- □　宴会等で開始後 15 分間または 30 分間と終了前 18 分間（15～20 分を目安）または 10 分間、出された料理を自席でしっかり食べる時間とし、食べ残しをなくす。（料理との一期一会（15･18）運動、30･10 運動）
- □　修理できるものは修理をして長く使う。
- □　不要になったものはフリーマーケット等に出し、必要としている人に使ってもらう。
- □　ダイレクトメールの拒否、電子メールの活用、チラシの回覧、コピー用紙の裏面活用等により紙の使用を減らす。

○廃棄をする場合の再生利用を進める。

□　分別収集の徹底により資源として再生利用する。

□　冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコンの買い換えをするときは、家電リサイクル法等により販売店に引き渡す。

◆　調理をするとき

○生ごみの量を減らす。

□　食べ残しをせず、調理くず等の生ごみの量を減らす。

□　生ごみを排出する際は、しっかりと絞って水切りを行う。

□　生ごみはできる限り堆肥化し、肥料として活用する。

○調理機器を上手にかしこく利用する。

□　冷蔵庫は、詰め込み過ぎない、扉の開閉を少なくする、開けている時間を短くする等効率的な利用をする。

□　調理の下ごしらえに電子レンジを活用する、圧力鍋の活用で調理時間を短縮したりする等、調理機器を効率的に使用する。

□　食器洗いのお湯の温度設定はできるだけ低くするようにし、流しっぱなしにしない。また、食器洗い乾燥機を使う場合は、まとめて洗い、温度調節をこまめにする。

◆　風呂、洗面、トイレを使うとき

○風呂、洗面では

□　水（湯）を入れすぎたり、流しっぱなしにしない。

□　間隔をおかずに続けて入浴するようにし、追い炊きをしないようにする。

□　洗面では必要以上にお湯を使わず、できるだけ水ですませる。

○トイレでは

□　温水洗浄便座や暖房便座を導入する時は省エネルギー型の製品を選ぶとともに、使用しないときはふたを閉め、季節に合わせて温度調整する。また長時間使用しないときは電源をオフにする。

◆　洗濯するとき

□　まとめ洗い等により節水する。

□　衣類乾燥機の利用はできるだけ控え、天気のいい日には洗濯物を外に干す。

◆　居室（居間・寝室等）では

○機器を適切に使う。

□　冷暖房温度を適正に調節する（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）。

□　着るもので調節する。クールビズ・ウォームビズで、空調の利用を控える。

□　照明はLED等省エネルギー型の機器を使用し、こまめに消灯する。
□　テレビは必要な番組を選び、つけっぱなしにしない。
□　機器の特性にあわせてプラグを抜いたり、省エネルギーモードへ切り替える等、待機時消費電力を少なくする。

○住宅の省エネルギーや再生可能エネルギーの利用
□　多層ガラス、窓用断熱シートや厚手のカーテン等を活用し、断熱性を高める。
□　再生可能エネルギーを有効に利用する。
□　庭やベランダ等を緑化する。
□　木造住宅を建築する場合は、県産木材を積極的に利用する。
□　住宅の新築や改築時に省エネルギー性能の向上に努める。
□　雨水をできるだけ生活水として利用する。

◆　移動するとき

○環境にやさしい移動方法を選ぶ。
□　自家用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関を利用する。
□　近くの移動では、できるだけ自転車利用や徒歩にする。

○自動車を使用するとき
□　エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりスタート等）を励行する。
□　ムダな荷物は積まない。
□　カーシェアリングや乗り合いを進める。
□　ハイブリットカーや電気自動車等の環境負荷の低い車を選択する。

◆　外出するとき（レジャー等）

□　できるだけ公共交通機関を利用する。
□　マイボトル、マイ箸を持ち歩く等、できるだけ環境への負担が少ない方法で楽しむ。

◆　環境保全活動について

○地域やNPO等の主催する環境保全活動へ積極的に自らが参加するとともに、実践活動の輪が広がるよう呼びかける。
□　環境講座等の環境学習に参加する。
□　地域の清掃活動や資源回収活動等に参加する。
□　リサイクルイベント等、各種イベントの開催
□　みどりづくりや森林の保全活動に参加する。
□　里山や河川等、身近な自然を大切にする活動に参加する。

◆　その他

□　宅配便は、受け取る日時を指定するなど、再配達とならないようにする。

◇戸建て、4 人世帯、普通自動車保有の家庭の場合

地球とサイフにやさしい家庭のくらし：滋賀県ＨＰ
（http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/files/shouene_panph_v2.pdf）

２　事業活動での行動指針［産業部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門］

事業者の事業活動において心がける行動指針について、以下に示します。

◆　環境への心づかいを進めるためのしくみづくり

□　ＰＤＣＡサイクル〔計画（Plan）－実行（Do）－点検・評価（Check）－見直し（Action)〕によって活動を継続的・効率的に改善していく環境マネジメントシステム※P40の取組を導入し、組織的・体系的な環境への心づかいを進める。

□　環境保全に関する取組を「環境報告書」や「CSR報告書※P41」等に取りまとめ、地域住民へ公開、提供する。

□　環境に配慮した製品の生産、流通および購入（グリーン購入）を進める。

□　環境保全への投資の拡充、技術開発、環境保全事業活動への取組を進める。

◆　環境への心づかいを進めるための人材育成

□　環境教育、環境学習を実施し、環境に対する自覚や意識を高めるとともに、環境保全活動を推進する。

□　環境への意識を高め、環境保全活動を推進するための体制整備を行う。

□　地域との情報交換や交流に努め、緑化活動やまちづくり活動への参加、環境学習会の実施支援等、地域と連携、協働して環境保全の取組を進める。

◆　地球温暖化防止への心づかい

□　エネルギーの高効率利用や再生可能エネルギーの活用に努める。

□　ビルや工場等の新築や改築時に省エネルギー性能の向上に努める。

□　BEMS※P41、ESCO※P41を積極的に導入する。

□　各種機器、照明等の設備更新に当たっては、エネルギー効率が高い機器を選択する。

□　消費者に対して環境負荷やエネルギー消費の少ない商品を選択するための情報を提供するとともに、環境に配慮した製品開発を促進する。

□　車両の導入に当たっては、ハイブリッドカー・電気自動車等、環境負荷の低い車の積極的な導入を図るとともに、エコドライブに努める。

□　過度の自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用や、自転車や徒歩での移動を励行する。

□　技術開発や機器の更新等により、代替フロン類の使用量の削減に努める。

□　木材・農産物等の地産地消※P40を推進する。

◆　省資源への心づかい

□　製品の開発、原料調達、生産、輸送、消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。

□　生ごみ等の堆肥化とその利用や、古紙や包装容器のリサイクルに努める等、廃棄物の 5R を進める。

〈　業種別の行動　〉

◆　農林水産業

□　直売所や県内市場等と協力・連携し、地産地消を進める。

（農業）

□　水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物の栽培に努める。

□　家庭からの生ごみを堆肥化し、農地に還元することで、有機性資源の循環に努める。

（林業）

□　間伐を中心とした森林整備を推進し、生物多様性や水源かん養※等、多面的な機能が発揮される森林づくりを進める。

□　木材の伐採、搬出に当たっては、林地の保全や森林の更新等に配慮した施業に努める。

□　間伐材等を利用した製品等の普及に努める。

◆　製造業

□　ライフサイクルアセスメント※P41 を実施し、製品の原料調達、製造から流通、消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。

□　省資源、長寿命化、また廃棄時を考慮した素材利用等、環境に配慮した製品設計を進める。

□　製品の廃棄時における自主回収、再生ルートの整備に努める。

□　原材料・製品等の輸送は、鉄道や海運等、より環境負荷の少ない交通手段の利用に努める。

□　製品に、その構成成分や適正なリサイクル・廃棄方法を明示するよう努める。

◆　建設業

□　低騒音・低振動型建設機械や低燃費型建設機械の積極的な導入を図る。

◆　運輸・交通業

□　ハイブリッドカー・電気自動車等、低公害車の積極的な導入を促進する。

□　適正速度の遵守やアイドリングストップ等、エコドライブを励行する。

□　荷主と連携しながら、共同輸配送や帰り荷の確保等により輸送効率の向上を図る。

□　中長距離の輸送等については、鉄道の活用により、輸送時の環境負荷低減に努める。

□　輸配送ルートの適正な選択と、過積載の防止に努める。
□　比較的環境負荷の少ない鉄道・バス等公共交通機関の整備や利便性の向上に努める。

◆　販売業（卸・小売業等）

□　環境負荷の少ない商品やリサイクル製品の販売普及に努め、販売者自身のごみだけでなく、消費者がごみを出さない販売方法を心がける。
□　買い物袋の持参を促すとともに、過剰な包装を避ける。
□　製造業者・運送業者と連携し、梱包材の削減・再利用に努めるとともに、計画的な発送・輸送を行う。
□　食品トレイや牛乳パック等、販売した商品の容器は、可能な限り店頭回収を実施し資源化を行う。
□　チラシ・パンフレットの過剰な発行を控えるとともに、再生紙を利用する。
□　照明や空調の適正化、省エネルギー機器の導入等、店舗の省エネルギー化を図る。
□　自動販売機の過剰な設置を控えるとともに、設置する場合は省エネルギー型を選ぶ。
□　水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等、地元の農産物を積極的に取り扱う。
□　環境にやさしい商店街づくりのための施設整備に努める。

◆　飲食・宿泊業

□　調理くず、食品残さを減らす工夫をし、堆肥化によるリサイクル等に努める。
□　廃食油の回収を徹底するとともに、資源化（石けん等）に努める。

◆　観光・レジャー関連業

□　再利用できる容器等の利用拡大を図り、観光客等に廃棄物の排出抑制を呼びかけることで、環境について考える機会になるよう努める。
□　パンフレット・ポスターについては、再生紙を利用する。

◆　その他の業種（サービス業等）

□　上記の各業種別配慮を参照しつつ、環境保全への自主的、積極的な取組を進める。
□　グリーン購入を推進し、その使用拡大を図る。
□　省エネルギー機器や節水型の機器を導入する。
□　近くの階へは階段を利用し、エレベーターはできるだけ使用しない。
□　昼休みの消灯、使用しない OA 機器等はこまめに消す。

□　室内の適切な温度設定により省エネルギーを図る。
□　夏はクールビズ、冬はウォームビズに努める。
□　在宅勤務、サテライトオフィス、オンライン会議等により、自動車等を利用した移動量を低減する。

第６章　計画の進行管理

１　推進体制

地球温暖化対策実行計画の推進に当たっては、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、地球温暖化対策に関連する施策については、環境計画評価部会及び環境審議会における評価・検証・審議を通じて、県・近隣市町等とも調整・連携し、環境基本計画との整合を図りながら、進行管理を図っていきます。

図表１８　地球温暖化対策実行計画の推進体制

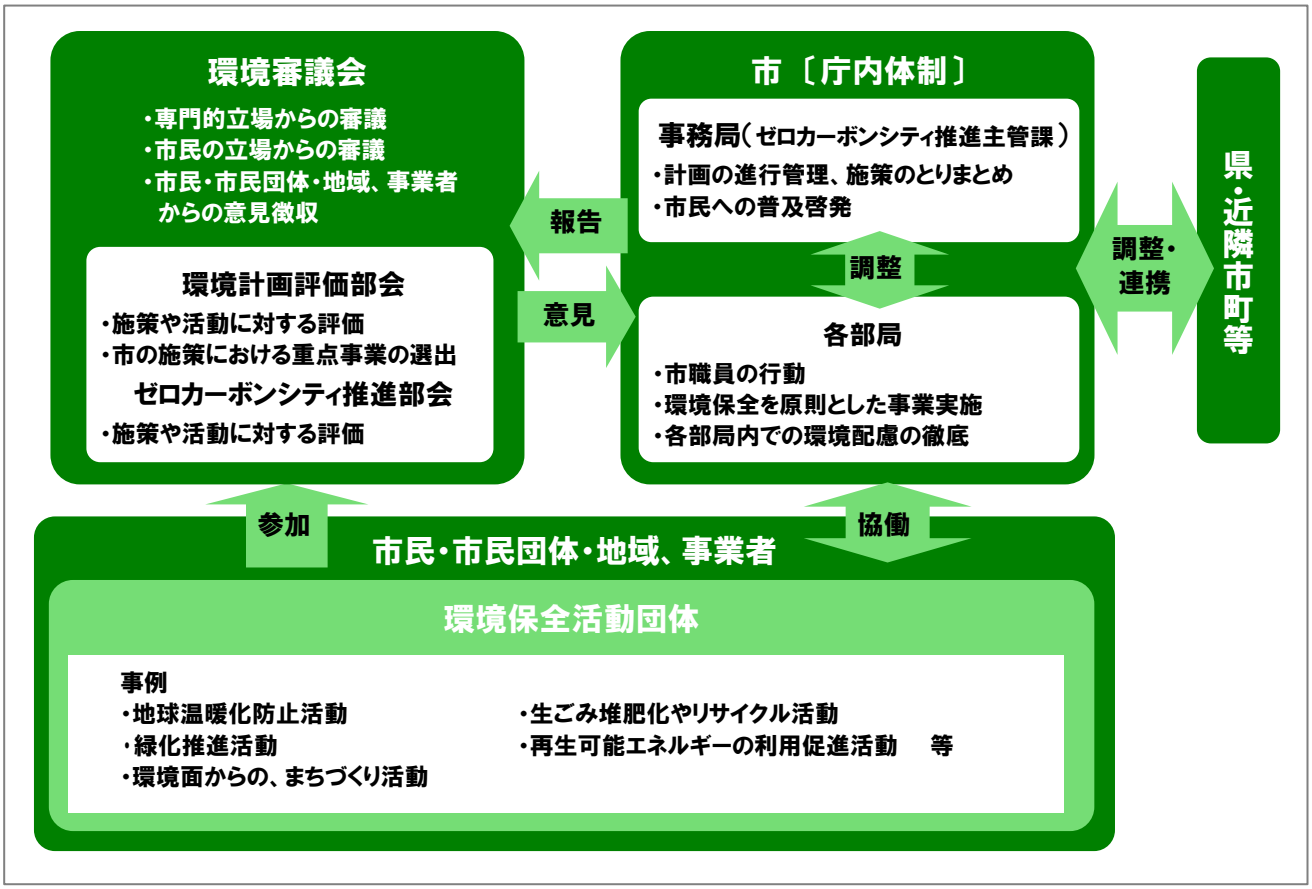

■　組織体制

次の組織を設置し、計画の実効性を高めていくこととします。

［　環境審議会　］

「環境審議会」は、計画を推進していくための取組や仕掛けを検討する組織です。

学識経験者、環境保全に関して識見を有する市民等で組織する「環境審議会」において、地球温暖化対策についての審議を行うこととします。

［　環境計画評価部会　］

環境審議会に「環境計画評価部会」を置き、環境基本計画に基づく環境実施計画の進捗等について評価を行うこととします。

［　（仮称）ゼロカーボンシティ推進部会　］

環境審議会に「(仮称）ゼロカーボンシティ推進部会」を置き、地球温暖化対策実行計画の進捗等について評価を行うこととします。

［　庁内体制・事務局　］

市の環境主管課に環境審議会及び環境計画評価部会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整等を行い、地球温暖化対策に関する施策の進行管理や評価について、企画、調整を行います。

２　地域との連携（促進区域の設定）

ゼロカーボンシティの実現のために、地域特性等に応じた再生可能エネルギーの最大限有効活用により、脱炭素に向けた取組を重点的に実施する地域（促進区域）の設定等について検討します。

また、先進的な取組を行っている地域の活動内容を他の地域にも普及することができるよう情報発信を行います。

３　評価システム

■　二酸化炭素排出量の推計値の公表

本市における二酸化炭素の排出量の推計値を算出し、市の取組状況を公表します。

■　対策の実施状況の把握と評価

計画の実効性を高めるため、対策の取組状況を定期的に把握し、評価することにより、課題等を明らかにします。

取組に関する課題等について、それぞれの主体に働きかけることにより、改善を促していきます。

図表１９　ＰＤＣＡサイクルによる継続的・効率的な改善

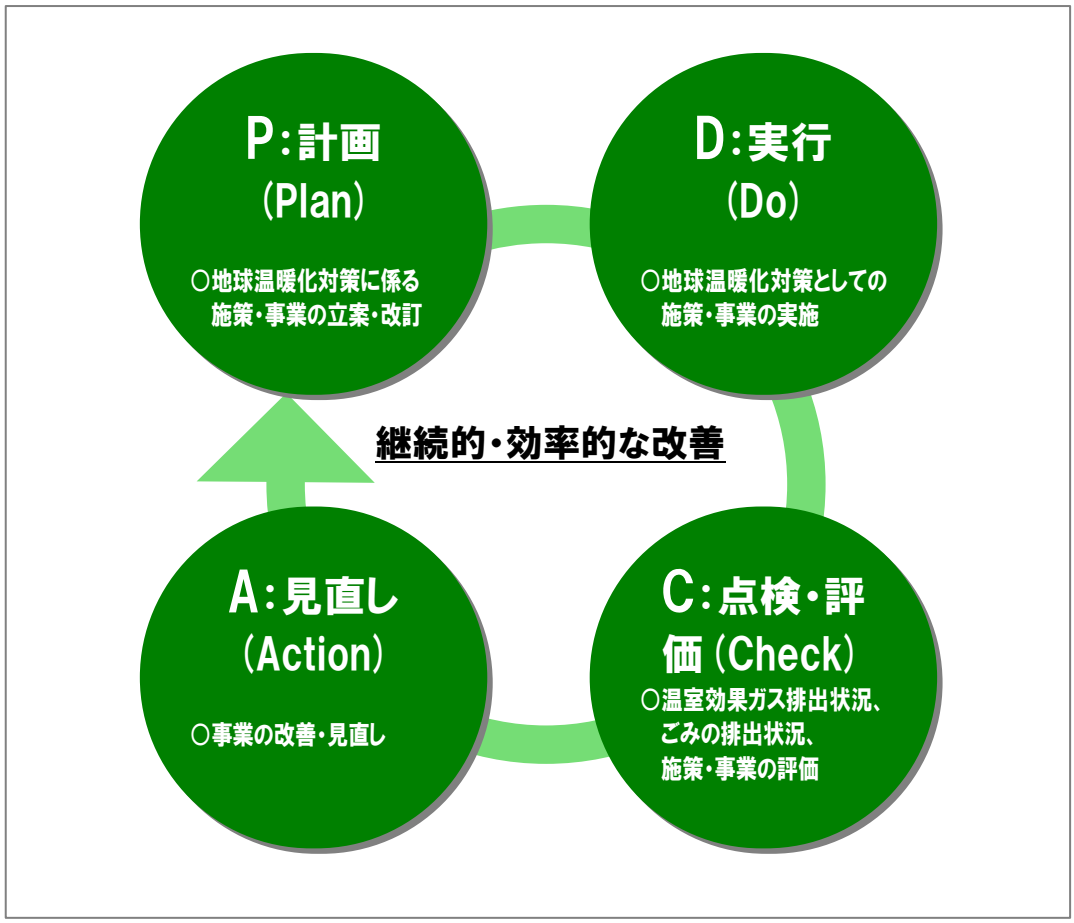

参考資料

近江八幡市気候非常事態宣言

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

２０１５年に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を１．５℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、ＳＤＧｓの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和３年７月１日

近江八幡市長　小西　理

身近な省エネの取組におけるＣＯ２削減量等の目安

我々は日常生活において、多くのエネルギーを消費し、ＣＯ２をはじめとする温室効果ガスを排出しています。

ＣＯ２の排出量を減らすためには、自分にできることから一つひとつの行動の積み重ねが大切です。

以下はその取組の事例ですが、ここで挙げる事例に限らず無理のない範囲で省エネに取り組んでいきましょう。

身近な CO2 削減（省エネ）の取組

取組			標準的な効果等の目安（年間）			CO2削減量をスギの木の本数に換算した場合
			省エネ量	節約金額	CO2削減量	
照明	電球型LEDランプに取り替える。 ※　54Wの白熱電球から9Wの電球型LEDランプに交換した場合。（年間2,000時間使用）		電力 90.00kWh	2,430円	43.9kg	3.1本
	点灯時間を短く、必要のない照明はこまめに消す。※　12W蛍光ランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合。		電力 4.38kWh	120円	2.1kg	0.2本
エアコン	冷房（年間3.6か月利用を想定）	設定温度を27℃⇒28℃にする。 ※　外気温度31℃、エアコン(2.2kW)の使用時間は1日9時間の場合。	電力 30.24kWh	820円	14.8kg	1.1本
		使用時間を1時間短縮する。 ※　設定温度が28℃の場合。	電力 18.78kWh	510円	9.2kg	0.7本
	暖房（年間5.5か月利用を想定）	設定温度を21℃⇒20℃にする。 ※　外気温度6℃、エアコン(2.2kW)の使用時間は１日9時間の場合。	電力 53.08kWh	1,430円	25.9kg	1.9本
		使用時間を１時間短縮する。 ※　設定温度が20℃の場合。	電力 40.73kWh	1,100円	19.9kg	1.4本
	フィルターを月に1～2回清掃する。		電力 31.95kWh	860円	15.6kg	1.1本
電気カーペット	設定温度を「強」⇒「中」にする。 ※　3畳用で、1日5時間使用した場合。		電力 185.97kWh	5,020円	90.8kg	6.5本
電気こたつ	設定温度を「強」⇒「中」にする。		電力 48.95kWh	1,320円	23.9kg	1.7本
テレビ	見ないときは消す。 ※　テレビ（32V型）を見る時間を1日1時間短縮した場合。		電力 16.79kWh	450円	8.2kg	0.6本
	画面の明るさを調節する。 ※　テレビ（32V型）の輝度を最大⇒中間にした場合。		電力 27.10kWh	730円	13.2kg	0.9本

取組		標準的な効果等の目安（年間）			CO2削減量をスギの木の本数に換算した場合
		省エネ量	節約金額	CO2削減量	
パソコン	使わないときは電源を切る。（デスクトップ型） ※ 使用時間を１時間短縮した場合。	電力 31.57kWh	850円	15.4kg	1.1本
	使わないときは電源を切る。（ノート型） ※ 使用時間を１時間短縮した場合。	電力 5.48kWh	150円	2.7kg	0.2本
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない。※ 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較。	電力 43.84kWh	1,180円	21.4kg	1.5本
	開けている時間を短くする。 ※ 開けている時間を20秒⇒10秒にした場合。	電力 6.10kWh	160円	3.0kg	0.2本
	設定温度を適切にする。 ※ 周囲温度22℃で、設定温度を「強」⇒「中」にした場合。	電力 61.72kWh	1,670円	30.1kg	2.2本
	壁から適切な間隔で設置する。	電力 45.08kWh	1,220円	22.0kg	1.6本
ガス給湯器（使用期間は冷房を除く253日）	食器を洗うときは低温に設定。 ※ 設定温度を40℃⇒38℃にする場合。夏季を除く。	ガス8.80㎥	1,430円	19.7kg	1.4本
電気ポット	長時間使用しないときは、プラグを抜く。 ※ 電気ポットに満タンの水2.2ℓを入れて沸騰させ、1.2ℓを使用後、6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合。	電力 107.45kWh	2,900円	52.4kg	3.7本
風呂	入浴間隔を短くする。 ※ 2時間の放置により4.5℃低下したお湯を追い炊きする場合。（1回/日）	ガス38.20㎥	6,190円	85.7kg	6.1本
	シャワーは不必要に流したままにしない。 ※ 45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合。	ガス12.78㎥ 水道 4.38㎥	3,210円	28.7kg	2.1本
洗濯機	洗濯するときはまとめて洗う。 ※ 定格容量（洗濯・脱水容量：6kg）の4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて洗う場合との比較。	電力 5.88kWh 水道 16.75㎥	4,510円	2.9kg	0.2本
自動車（エコドライブ）	ふんわりアクセル「eスタート」 ※ 最初の5秒で時速20キロで発進する場合。	ガソリン 83.57ℓ	11,950円	194.0kg	13.9本
	加減速が少ない運転を心がける。	ガソリン29.29ℓ	4,190円	68.0kg	4.9本
	早めのアクセルオフを心がける。	ガソリン 18.09ℓ	2,590円	42.0kg	3.0本
	アイドリングストップを行う。	ガソリン 17.33ℓ	2,480円	40.2kg	2.9本

※ 資源エネルギー庁 HP のデータをもとに作成しています。

節約金額や CO2 削減量の値は、時期や料金単価により変動します。

スギの木１本は、年間 14kg の CO_2 を吸収するとされています。（林野庁 HP より）

第 3 次近江八幡市地球温暖化対策実行計画策定経過

年　月　日	近江八幡市環境審議会 （主な検討事項）	近江八幡市環境審議会 環境計画評価部会 （主な検討事項）
令和 3 年 9 月 6 日	第 1 回審議会 ・事務事業評価	
令和 3 年 12 月 2 日	第 2 回審議会 ・事務事業評価 ・第 3 次計画の方向性	
令和 3 年 12 月 23 日		第 1 回部会 ・第 3 次計画（素案）
令和 4 年 1 月 13 日		第 2 回部会 ・第 3 次計画（案）まとめ
令和 4 年　1 月 25 日	第 3 回審議会 ・第 3 次計画（案）まとめ	
令和 4 年 2 月 1 日 ～ 2 月 22 日	第 3 次計画（案）パブリックコメントの実施	
令和 4 年 3 月 22 日	第 3 回審議会 ・第 3 次計画（案）確認	

近江八幡市環境審議会委員名簿

（敬称略、順不同）

	氏　名	役職等
会　長	香川　雄一	滋賀県立大学環境科学部教授
副会長	平山　奈央子	滋賀県立大学　環境科学部 環境政策・計画学科　講師
	松下　京平	滋賀大学経済学部社会システム学科教授
	来田　博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	楊　平	滋賀県立琵琶湖博物館　専門学芸員
	川橋　袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田　栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	中川　次代	オーガニックステーションEM安土代表

近江八幡市環境審議会　環境計画評価部会委員名簿

（敬称略、順不同）

	氏　名	役職等
部会長	平山　奈央子	滋賀県立大学　環境科学部 環境政策・計画学科　講師
	来田　博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	川橋　袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田　栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長

用語の解説

[一酸化二窒素]
窒素肥料の施肥等が発生原因となる気体のこと。温室効果ガスの１つでもある。

[ウォームビズ]
平成 17 年度から環境省が冬の地球温暖化対策の一環で推進している、暖房時の室温 20℃設定で心地良く過ごすことのできるライフスタイルのこと。

[エコドライブ]
自動車等を利用する際に、誰でも実行できる手段（運転技術等）で燃費を向上させようとする燃費向上施策のこと。

[エコマーク]
環境ラベル制度の１つで、環境保全に資する商品を認定し、表示するための目印のこと。

[エネルギー起源二酸化炭素]
エネルギーを生み出すため（石油、石炭の燃料による発電や、ガソリンの消費による自動車の走行等）により排出される二酸化炭素のこと。

[温室効果ガス]
大気圏において、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素やメタン等が該当し、地球温暖化の主な原因とされている。

[カーシェアリング]
予め登録した会員間で、特定の自動車を共同使用するサービス、システムのこと。

[環境こだわり農産物]
農薬や化学肥料の利用量を５割以下に削減し、琵琶湖等の自然環境にやさしい栽培方法で作られた農産物として滋賀県知事により認証されたもの。

[環境マネジメントシステム]
企業や団体等の組織が、環境方針、目的、目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

[気候非常事態宣言]
国や自治体等が近年の気候変動の影響と考えられる気候異常について危機の表明を行うこと。

[京都議定書]
1997 年に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書のこと。

[グリーン購入]
製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

[グリーンマーク]
環境ラベル制度の１つで、原料に古紙を規定の割合以上利用していることを表示するための目印のこと。

[クールビズ]
平成 17 年度から、環境省が夏の地球温暖化対策の一環で推進している、冷房時の室温を 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルのこと。

[高断熱住宅]
断熱材の量を通常よりも多く入れることや、施工方法の工夫により、断熱性を高めた（家の中から外に出て行く熱や、外からの侵入熱を少なくすることにより温度変化を少なくした）住宅のこと。

[循環型社会]
ライフスタイルや経済活動の見直しにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された持続可能な社会のこと。

[水源かん養]
森林土壌等が持つ機能であり、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させること。

[水郷ブランド農産物]
琵琶湖と水郷の水環境に配慮した安全性の高い農産物づくりを目指し、近江八幡市独自の基準項目をクリアした農産物のこと。

[ゼロカーボンシティ]
2050 年に CO2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した地方自治体のこと。

[地産地消]
地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。

[パークアンドライド]
都市部や観光地等の交通渋滞緩和のため、自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。

[ハイドロフルオロカーボン類（HFC）]
冷凍機器や空調機の冷媒、断熱材の発泡剤等に使用される代替フロン類。温室効果ガスの１つでもある。

[ハイブリッドカー]

異なる２つ以上（ガソリンと電気）の動力源を持つ自動車のこと。

[パリ協定]

2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議（COP21）において、約 150 を超える国の首脳が参集し、京都議定書に代わる新しい国際枠組みとして、気温上昇を 2℃未満に抑える等の目標が盛り込まれ採択された協定のこと。

[びわ湖の日]

1980 年に「滋賀県琵琶湖の富栄養化に関する条例」ができて 1 周年を記念して、滋賀県が 7 月 1 日を「びわ湖の日」と定めた。

[緑のカーテン]

つる性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）による壁面緑化のこと。夏の強い日差しをやわらげ、葉の蒸散作用による周辺温度の低下により、室温の上昇を抑える効果がある。

[メタン]

家畜のふん尿や下水汚泥等の嫌気性分解過程から発生する気体のこと。温室効果ガスの１つでもある。

[モーダルシフト]

自動車や航空機による貨物輸送を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道や船舶による輸送に代替すること。

[ライフサイクルアセスメント]

環境への負荷を、ライフサイクル全体（原料採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄）にわたり、科学的・定量的・客観的に評価する手法のこと。

[BEMS]

ビルの機器・設備等の運転管理により、エネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

[CSR 報告書]

環境報告書の１つであり、環境を事業者が果たすべき社会的責任として捉え、社会貢献活動や法令遵守に関する情報と一緒にとりまとめられた報告書のこと。

[ESCO]

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネス形態のこと。

[LED]

電気を流すと発光する半導体の１種であり、発光ダイオードとも呼ばれる。省エネルギー・長寿命等の特徴があり、照明用途の他にも、通信、医療等の様々な分野での展開が期待されている。

[IPCC（気候変動に関する政府間パネル）]

1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）のもとに設立された組織。気候変動に関する科学的知見（出版された文献）について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

[SDGs]

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために目標を掲げた。

[ZEB]

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。快適な室内環境を維持しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにするゼロにすることを目指した建物のこと。

[ZEH]

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の高断熱性等を大幅に増加させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギーの収支をゼロにするゼロにすることを目指した住宅のこと。

[5R]

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の 3R に加えて、Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）、Regenerate（リジェネレイト：再生品の使用）を含めたもの。

第３次近江八幡市地球温暖化対策実行計画

《　区域施策編　》

編集発行	近江八幡市市民部環境課
	〒523-8501
	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
	TEL　0748-33-3111（代表）
発行年月	令和 4 年 3 月